

熊本県公報

第 1 2 0 9 5 号
平成 24 年 3 月 16 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の区域変更	（道路保全課）	2
○道路の供用開始	（ 〃 ）	2
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	3
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	4
○都市計画事業の事業計画の変更認可	（都市計画課）	4
○平成 2 3 年熊本県商品流通調査	（統計調査課）	4
○道路の区域変更	（道路保全課）	5
○道路の区域変更	（ 〃 ）	5
○道路の供用開始	（ 〃 ）	6
○道路の供用開始	（ 〃 ）	6
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	（ 〃 ）	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	（ 〃 ）	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	（ 〃 ）	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	9
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院 医療）の指定	（障がい者支援課）	10

公 告

○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	11
○県有財産の売却	（管財課）	11
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	12
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	12
○本渡市大矢崎地区画整理組合の解散認可	（都市計画課）	12
○肥料登録	（農業技術課）	12
○荒尾都市計画汚物処理場の変更（荒尾市決定）	（都市計画課）	12
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの 意見	（商工振興金融課）	13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの 意見	（ 〃 ）	13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの 意見	（ 〃 ）	14
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの 意見	（ 〃 ）	14
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ）	15
○県営土地改良事業の工事完了	（農村計画課）	15
○土地改良事業（維持管理）計画変更の適否決定	（ 〃 ）	15
○地籍調査成果の認証	（農地整備課）	16
登 載 依 頼		
○平成 6 年熊本県公安委員会告示第 1 2 号（熊本県警察の交 番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備 区域）の一部改正	（警察本部地域課）	16
○平成 6 年熊本県公安委員会告示第 1 2 号（熊本県警察の交 番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備 区域）の一部改正	（ 〃 ）	17

- 熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されるに伴う関係規則の整理に関する規則……………（警察本部警務課） 25
- 平成23年度菊池地域保健医療推進協議会の開催……………（菊池地域保健医療推進協議会） 26
- 熊本縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則……………（学校人事課） 27
- 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） 27
- 熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） 27
- 熊本県立学校長が行う事務等の専決に関する規程……………（ 〃 ） 28
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） 29
- 熊本県病院事業の使用料及び手数料収納事務委託……………（病院局総務経営課） 29
- 熊本県立図書館協議会規則の一部を改正する規則……………（社会教育課） 30
- 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則……………（警察本部生活安全企画課） 30
- 正 誤
- 平成24年3月6日熊本県条例第1号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中……………（財政課） 30

告 示

熊本県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	並建熊本線	熊本市池上町字平良石 544番2地先から 同市池上町字南平 361番2地先まで	前	44.7 ～ 86.0	224.6	地住総街
			後	40.5 ～ 83.8		

2 区域を変更する期日 平成24年3月16日

熊本県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	並建熊本線	熊本市池上町字中原 755番1地先から 同市春日四丁目 124番地先まで	1277.0	地住総街（新道）

2 供用を開始する期日 平成24年3月19日

熊本県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具レンタルA T S 熊本市健軍三丁目50番22号ブ ルージェ曙406	エーティーエス株式会社	平成24年4月1日

熊本県告示第282号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具レンタルA T S 熊本市健軍三丁目50番22号ブ ルージェ曙406	エーティーエス株式会社	平成24年4月1日

熊本県告示第283号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小堀6029番1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第284号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越2988番88、2988番10(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越2988番10・2988番88(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿央町合里字猪ノ鼻3769番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪ノ鼻3769番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市小坂字胡摩野2104番、2106番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字胡摩野2104番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・2・24号南部幹線
- 3 事業施行期間 平成9年12月8日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第288号

平成23年熊本県商品流通調査を行うので、熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 調査目的
本調査は、経済産業省が実施する平成23年商品流通調査を補完するものとして、経済産業省の調査対象となっていない熊本県内事業所の商品流通状況を把握し、平成23年熊本県産業連関表を作成するための基礎資料とすることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲
日本標準産業分類の大分類「製造業」のうち、経済産業省が指定した320品目を生産する熊本県内の事業所
- 3 調査対象者
 - (1) 対象者数
971
 - (2) 選定方法
平成21年工業統計調査（化学製品、石油製品、鉄鋼製品、紙製品については平成22年経済産業省生産動態統計調査）の名簿及び個票から、調査品目別に、出荷額又は生産額の大きい順に並べ、県内シェアの95パーセントをカバーし、かつ最低事業所数が3以上となる事業所を選定する。ただし、経済産業省が実施する平成23年商品流通調査の調査対象事業所を除く。
- 4 調査事項及びその基準となる期間
 - (1) 調査事項
生産品目、生産額、自工場消費額、輸出向出荷額、国内向出荷額、県別出荷額構成比等
 - (2) 基準となる期間
平成23年1月から平成23年12月までの1年間
- 5 調査方法
事業者の自計申告とし、郵送等により行う。
- 6 調査の実施期間
平成24年7月1日から平成24年12月末日まで
- 7 調査票等の保存期間
5年

熊本県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
 熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市牛深町字六田 1108番17地先から 同所 1099番12地先まで	前	5.3 ～ 8.6	27.29	廃道処分
			後	5.3 ～ 5.6		

2 区域を変更する期日 平成24年3月16日

熊本県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
 熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字水口 3447番8地先から 同市三角町郡浦字千房北平 3514番53地先まで	前	4.0	161.3	旧道移管
				6.5		
			後	7.0	98.3	
				34.0		
	7.0	98.3				
	34.0					

2 区域を変更する期日 平成24年3月16日

熊本県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	熊本市小山一丁目 694番1地先から 同所 693番1地先まで	31.5	単道改 (交差点改良)

2 供用を開始する期日 平成24年3月16日

熊本県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	戸島熊本線	熊本市水前寺公園 509番1地先から 同所 509番1地先まで	45.2	一括交 安（歩 道整備）

2 供用を開始する期日 平成24年3月16日

熊本県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
つつじのさと 菊池郡大津町大字大津1187 番地1	社会福祉法人双友会 菊池郡大津町大字大津2061 番地	平成24年2月2 日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
つつじのさと 菊池郡大津町大字大津1187 番地1	社会福祉法人双友会 菊池郡大津町大字大津2061 番地	平成24年2月2 日

熊本県告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
わかば薬局 天草市北原町1番地11	平成24年2月27日
阿蘇中央薬局 阿蘇市黒川1110番地1	平成24年2月24日
総合病院前調剤薬局 八代市松江城町3番42号	平成24年4月1日
やちわ調剤薬局 八代市田中町19番地9	平成24年1月1日

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
武内医院 山鹿市鹿本町来民693番地	平成24年2月8日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
わかば薬局 天草市北原町1番地11	平成24年2月27日
阿蘇中央薬局 阿蘇市黒川1110番地1	平成24年2月24日
総合病院前調剤薬局 八代市松江城町3番42号	平成24年4月1日
やちわ調剤薬局 八代市田中町19番地9	平成24年1月1日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
武内医院 山鹿市鹿本町来民693番地	平成24年2月8日

熊本県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所 康寿苑 合志市幾久富1909番地1710	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町大字北甘木2073番地	平成24年2月22日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
リハビリ訪問看護ステーションアシスト 上益城郡益城町大字惣領1076番地 リバーサイドハイツ106号	合同会社リハビリアシスト 八代市宮地町1727番地1	平成24年2月9日

（小規模多機能型居宅介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能 桜ヶ丘別荘 八代郡氷川町宮原704番地1	有限会社CAN 八代郡氷川町宮原717番地1	平成24年2月13日

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
リハビリ訪問看護ステーションアシスト 上益城郡益城町大字惣領1076番地 リバーサイドハイツ106号	合同会社リハビリアシスト 八代市宮地町1727番地1	平成24年2月9日

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市川登1863番地414	有限会社ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市川登1863番地414	平成24年2月9日

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能 桜ヶ丘別荘 八代郡氷川町宮原704番地1	有限会社CAN 八代郡氷川町宮原717番地1	平成24年2月13日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市川登1863番地414	有限会社ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市川登1863番地414	平成24年2月9日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市川登1863番地414	有限会社ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市川登1863番地414	平成24年2月9日

熊本県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

(福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社 ミムラ・ヒューマンケア	荒尾市川登1863番地414	介護機関所在地		平成20年3月4日
		荒尾市万田1561番地10	荒尾市川登1863番地414	

熊本県告示第297号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者 熊本県副知事 兵谷 芳 康

1 倉掛地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱36号までを順次結んだ線及び標柱36号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番 地
1	荒尾市	下井手字深瀬山	207
2	〃	〃	193-29
3	〃	〃	193-18
4	〃	〃	193-19
5	〃	〃	193-30
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃
8	〃	〃	193-249
9	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃
11	〃	〃	193-34
12	〃	〃	〃
13	〃	〃	193-234
14	〃	〃	193-233
15	〃	〃	193-230
16	〃	〃	193-249
17	〃	〃	193-20
18	〃	〃	〃
19	〃	〃	193-37
20	〃	〃	〃
21	〃	〃	193-232
22	〃	〃	193-37
23	〃	〃	〃
24	〃	〃	193-39

25	〃	〃	193-56
26	〃	〃	193-220
27	〃	〃	198-1
28	〃	〃	197-1
29	〃	〃	197-2
30	〃	〃	197-1地先(水路)
31	〃	〃	199
32	〃	〃	193-36
33	〃	〃	193-31
34	〃	〃	201-3
35	〃	〃	202-1
36	〃	〃	204

2 枝川内地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・字	番地
1	山鹿市	鹿北町芋生字鳥越	2830
2	〃	〃	2883
3	〃	〃	2885
4	〃	〃	〃
5	〃	〃	2884-1
6	〃	〃	2856-1
7	〃	〃	2838-1
8	〃	〃	2837-1
9	〃	〃	2831-1

熊本県告示第298号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
ファルコはやぶさ薬局島町店 熊本市島町四丁目4番27号	平成24年3月1日	0147646
祇園薬局 天草市船之尾町9-14	平成24年3月1日	2040534

公 告

熊本県公告第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市境目町字柳町420番1、同420番4及び同420番5
実側4, 114.37平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市境目町870番地
池田哲也

熊本県公告第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1 工区)
菊池郡菊陽町大字原水字下原884番1、同884番2、同884番4、同845番1、同845番2の一部、同845番3の一部、同845番5の一部並びに里道の一部3,506.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町

熊本県公告第137号

県有財産を次のとおり売却する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷 芳 康

- 1 物件の表示
所在地 熊本市南町86番2
(1) 土地 地目：宅地
地積：426.93平方メートル（実測・公簿共）
最低売却価格 21,730,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
平成24年4月25日（水）午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館6階 601会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成24年4月17日（火）午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成24年5月8日（火）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から起算して30日を経過した日
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問合せ先
熊本県総務部総務税務局管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字東原4414番190及び同4414番192
240.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市龍田四丁目30番28-301号
塚本 剛

熊本県公告第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字南沖3792番16、同3792番159及び同3792番160
4,998.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市長嶺南八丁目8番55号
株式会社アネシス
熊本市長嶺南八丁目11番40号
三智開発株式会社

熊本県公告第140号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により平成24年3月7日付けで本渡市大矢崎土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

熊本県公告第141号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理人
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1453号	混合有機質肥料	混合有機T3号	窒素全量：2.0 りん酸全量3.0 加里全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	エーザイ生科研株式会社 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成24年3月7日

熊本県公告第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画汚物処理場 1号 荒尾市し尿処理場
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第143号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年9月21日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッデイ玉名店（仮称）
玉名市玉名字中無田地内
- 2 玉名市の意見の概要
出店地は、JR新玉名駅に隣接しており、駅ホームからは雲仙普賢岳が眺望できるので、出店の際は、既存の景観に十分配慮し、建物の高さや看板の色にも特段の配慮をお願いする。
また、周辺地域住民の生活環境の保持のため、以下の対策に努めていただきたい。
 - (1) 交通対策
児童の通学時の交通事故防止や交通渋滞の緩和
 - (2) 騒音対策
荷さばき作業の時間厳守、アイドリングストップの徹底
 - (3) 防犯対策
万引き等犯罪の防止、夜間の青少年のたまり場化への対策
 - (4) ごみ対策
排出ごみの散乱防止と適正処理、減量化の推進
 - (5) 雇用対策
積極的な地元からの雇用
 - (6) 地域貢献
地域の社会活動やまちづくりへの積極的な参加
 その他、不測の事態が発生した場合はその都度誠意をもった対応をお願いする。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局総務部総務振興課
平成24年3月16日から平成24年4月16日まで

熊本県公告第144号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年9月29日行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ玉名パワフル館（仮称）
玉名市玉名字中無田地内
- 2 玉名市の意見の概要
出店地は、JR新玉名駅に隣接しており、駅ホームからは雲仙普賢岳が眺望できるので、出店の際は、既存の景観に十分配慮し、建物の高さや看板の色にも特段の配慮をお願いする。
また、周辺地域住民の生活環境の保持のため、以下の対策に努めていただきたい。
 - (1) 交通対策
児童の通学時の交通事故防止や交通渋滞の緩和
 - (2) 騒音対策
荷さばき作業の時間厳守、アイドリングストップの徹底
 - (3) 防犯対策
万引き等犯罪の防止、夜間の青少年のたまり場化への対策
 - (4) ごみ対策

- 排出ごみの散乱防止と適正処理、減量化の推進
- (5) 雇用対策
積極的な地元からの雇用
 - (6) 地域貢献
地域の社会活動やまちづくりへの積極的な参加
その他、不測の事態が発生した場合はその都度誠意をもった対応をお願いする。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局総務部総務振興課
平成24年3月16日から平成24年4月16日まで

熊本県公告第145号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年9月28日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により玉名市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド玉名店
玉名市中字池尻1061番1ほか
- 2 玉名市の意見の概要
周辺地域住民の生活環境の保持のため、法的に配慮を求めている事項についても適切な対応をお願いする。具体的には、以下のような対策に努めていただきたい。
 - (1) 交通対策
児童の通学時の交通事故防止や交通渋滞の緩和
 - (2) 騒音対策
荷さばき作業の時間厳守、アイドリングストップの徹底
 - (3) 防犯対策
万引き等犯罪の防止、夜間の青少年のたまり場化への対策
 - (4) ごみ対策
排出ごみの散乱防止と適正処理、減量化の推進
 - (5) 雇用対策
積極的な地元からの雇用
 - (6) 地域貢献
地域の社会活動やまちづくりへの積極的な参加
その他、不測の事態が発生した場合は、その都度誠意をもった対応をお願いする。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局総務部総務振興課
平成24年3月16日から平成24年4月16日まで

熊本県公告第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年10月11日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス麦島店
八代市中北町字中牟田3246番3ほか
- 2 八代市の意見の概要
 - (1) 総合的な事項
ア 説明会に資料で配付した「大規模小売店舗を設置するものが配慮する事項」について、必ず遂行すること。
イ 周辺住民からの苦情については誠意をもって対応すること。
 - (2) 交通に関する事項
ア 交通渋滞、交通事故が懸念されるため、最大限の対策を講じること。
イ 駐輪場、駐車場においても安全性を確保すること。
 - (3) 防犯・防災に関する事項
ア 店内防災の対策（避難通路の確保）を行うこと。
 - (4) 環境保全について

ア 東側及び北側は、農業振興地域の農用地区域となっており、日照や通風等農業上の支障が生じないよう建物の配置等に考慮すること。

(5) 街並みづくり等への協力について

ア 地域行事や地域団体に対して積極的に協力すること。

イ 積極的に地元雇用を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課

平成24年3月16日から平成24年4月16日まで

熊本県公告第147号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW熊本店

熊本市日吉一丁目7番7号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利	株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男

3 届出年月日

平成24年2月27日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

平成24年3月16日から平成24年7月16日まで

(2) 熊本市農水商工局商工振興部商工振興課

平成24年3月16日から平成24年3月30日まで

5 留意事項

法第8条第2項の規定による意見書の提出先は、平成24年3月31日までは熊本県、平成24年4月1日以降は熊本市となります。

熊本県公告第148号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	鹿本北部二期 (枝浦工区)	平成20年12月11日	平成23年12月27日	熊本県

熊本県公告第149号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区理事長高木政夫から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成24年3月9日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でのこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し

変更後の白水村土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年3月19日から平成24年4月16日まで

3 縦覧場所

南阿蘇村役場
白水村土地改良区事務所

熊本県公告第150号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により阿蘇郡産山村及び上益城郡山都町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月16日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷 芳 康

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
阿蘇郡産山村	平成21年度から平成22年度まで	大字産山の一部	地籍図及び地籍簿	平成24年3月9日
阿蘇郡産山村	平成21年度から平成22年度まで	大字片俣の一部		
上益城郡山都町	平成20年度から平成21年度まで	井無田の全部		
上益城郡山都町	平成20年度から平成22年度まで	川口の全部		

登載依頼

熊本県公安委員会告示第3号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成24年3月21日から施行する。

平成24年3月16日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

1の表熊本南警察署の項中

小岩瀬駐在所	同 富合町小岩瀬	熊本市富合町大町、富合町御船手、富合町碓江、富合町上杉、富合町小岩瀬、富合町莎崎、富合町国町、富合町菰江、富合町积迦堂、富合町杉島
富合町新駐在所	同 富合町新	熊本市富合町榎津、富合町清藤、富合町木原、富合町古閑、富合町三拾町、富合町志々水、富合町新、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、富合町廻江、富合町南田尻

を

富合駐在所	同 富合町清藤	熊本市富合町榎津、富合町大町、富合町御船手、富合町碓江、富合町上杉、富合町清藤、富合町木原、富合町小岩瀬、富合町莎崎、富合町古閑、富合町国町、富合町菰江、富合町三拾町、富合町志々水、富合町积迦堂、富合町新、富合町杉島、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、富合町廻江、富合町南田尻
-------	------------	--

に改め、

同表山鹿警察署岩野駐在所の項中「岩野駐在所」を「鹿北駐在所」に改め、同表氷川警察署鹿島駐在所の項中「同同鹿島」を「同同島地」に改める。

熊本県公安委員会告示第4号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

1の表熊本北警察署の項、熊本南警察署の項及び熊本東警察署の項を次のように改める。

熊本北警察署	坪井交番	熊本市中央区坪井一丁目	熊本市中央区井川淵町、内坪井町、上林町、北千反畑町、壺川一丁目、壺川二丁目、千葉城町（1番から3番までを除く。）、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井五丁目、南千反畑町、南坪井町
	手取本町交番	同 同 手取本町	熊本市中央区安政町、上通町、草葉町、下通一丁目（1番から3番まで、6番、8番、10番及び12番）、下通二丁目（1番、2番、4番及び10番）、城東町、水道町、中央街、手取本町
	花畑交番	同 同 花畑町	熊本市中央区上鍛冶屋町、辛島町、河原町、慶徳堀町、紺屋今町、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、桜町、下通一丁目（1番から3番まで、6番、8番、10番及び12番を除く。）、下通二丁目（1番、2番、4番及び10番を除く。）、新鍛冶屋町、新市街、船場町二丁目、船場町三丁目、船場町下一丁目、千葉城町（1番から3番まで）、通町、二の丸、花畑町、古川町、本丸、松原町、山崎町、横紺屋町、練兵町
	京町交番	同 同 京町二丁目	熊本市中央区京町一丁目、京町二丁目、京町本丁、古京町 熊本市西区池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、京町本丁、津浦町、出町、稗田町 熊本市北区池田三丁目（14番5号から7号まで及び14番33号から61号までを除く。）、津浦町
	薬園町交番	同 同 薬園町	熊本市中央区黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、子飼本町、坪井四丁目、坪井六丁目、西子飼町、東子飼町、妙体寺町、室園町（10番1号及び10番75号から83号まで）、薬園町 熊本市北区黒髪七丁目（無番地及び100番地から164番地までを除く。）

味噌天神 交番	同 同 大江本町	熊本市中央区大江五丁目、大江六丁目、大江本町、岡田町、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、国府一丁目(4番1号、4番24号から69号まで、6番1号から10号まで及び6番47号から50号まで)、国府二丁目(1番、5番、6番53号から113号まで及び16番)、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、菅原町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目
新屋敷 交番	同 同 新屋敷三丁目	熊本市中央区大江一丁目、大江二丁目(1番から7番まで)、大江三丁目、大江四丁目、九品寺一丁目、新大江一丁目(1番から6番まで)、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目
上熊本 交番	同 西区 上熊本一丁目	熊本市西区池亀町、池田四丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目、花園五丁目、花園六丁目、花園七丁目
清水 交番	同 北区 高平二丁目	熊本市中央区室園町(10番1号及び10番75号から83号までを除く。) 熊本市北区打越町、大窪一丁目、大窪二丁目(8番23号から72号まで、9番12号から72号まで及び10番を除く。)、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、黒髪町大字坪井、清水亀井町、清水東町、清水本町、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、乗越ヶ丘、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、八景水谷四丁目、室園町、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁目
武蔵楠 交番	同 同 武蔵ヶ丘四丁目	熊本市北区楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、龍田八丁目(14番55号から98号まで、15番3号から98号まで並びに15番140号及び141号)、龍田九丁目(2番から9番まで)、龍田町弓削、龍田弓削二丁目(1番から3番まで、4番1号から10号まで及び5番から8番までを除く。)、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目

龍田 交番	同 同 龍田七丁 目	熊本市北区黒髪七丁目(無番地及び100番地から164番地まで)、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目(14番55号から98号まで、15番3号から98号まで並びに15番140号及び141号を除く。)、龍田九丁目(2番から9番までを除く。)、龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目(1番から3番まで、4番1号から10号まで及び5番から8番まで)	
新地 交番	同 同 清水新地 五丁目	熊本市北区麻生田一丁目、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、兎谷一丁目、兎谷二丁目、兎谷三丁目、清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目、清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地七丁目、楡木一丁目、楡木二丁目、楡木三丁目、楡木四丁目、楡木五丁目、楡木六丁目	
川上 交番	同 同 鹿子木町	熊本市北区改寄町、池田三丁目(14番5号から7号まで及び14番33号から61号まで)、和泉町、大窪二丁目(8番23号から72号まで、9番12号から72号まで及び10番)、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠野町、小糸山町、下硯川一丁目、下硯川二丁目、下硯川町、硯川町、太郎迫町、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目、鶴羽田町、徳王一丁目、徳王二丁目、徳王町、西梶尾町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、飛田町、万楽寺町、貢町、明德町、四方寄町、立福寺町	
熊 本 南 警 察 署	本 山 交 番	熊本市 中央区 本山町	熊本市中央区琴平本町(3番36号から53号まで及び4番41号から53号まで)、十禅寺一丁目、十禅寺町、春竹町大字春竹、平成一丁目、平成二丁目、平成三丁目、本荘町、迎町一丁目、迎町二丁目、本山一丁目、本山二丁目、本山三丁目、本山四丁目、本山町、世安町 熊本市南区江越一丁目、江越二丁目、十禅寺二丁目、十禅寺三丁目、平田一丁目、平田二丁目、平成一丁目、平成二丁目、馬渡一丁目、馬渡二丁目
	本 荘	同	熊本市中央区琴平一丁目、琴平二丁目、琴平本町

交番	同 本荘四丁目	(3番36号から53号まで及び4番41号から53号までを除く。)、萩原町、八王寺町、本荘一丁目、本荘二丁目、本荘三丁目、本荘四丁目、本荘五丁目、本荘六丁目、南熊本一丁目、南熊本二丁目、南熊本三丁目、南熊本四丁目、南熊本五丁目、弥生町 熊本市南区八王寺町
西大橋 交番	同 西区 野中三丁目	熊本市西区池上町、春日七丁目、春日八丁目、上代一丁目、上代二丁目、上代三丁目、上代四丁目、上代五丁目、上代六丁目、上代七丁目、上代八丁目、上代九丁目、上代十丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目、新土河原一丁目、新土河原二丁目、城山大塘一丁目、城山大塘二丁目、城山大塘三丁目、城山大塘四丁目、城山大塘五丁目、城山大塘六丁目、城山大塘七丁目、城山上代町、城山下代一丁目、城山下代二丁目、城山下代三丁目、城山下代四丁目、城山下代五丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、城山半田四丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目、高橋町一丁目、高橋町二丁目、田崎一丁目、田崎二丁目、田崎三丁目、田崎本町、田崎町、谷尾崎町(1番地から140番地までを除く。)、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、八島一丁目、八島二丁目、八島町、蓮台寺一丁目、蓮台寺二丁目、蓮台寺三丁目、蓮台寺四丁目、蓮台寺五丁目
熊本駅 交番	同 同 春日二丁目	熊本市中央区横手二丁目(3番1号から5号まで及び5番) 熊本市西区春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目、二本木一丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、二本木四丁目、二本木五丁目、横手二丁目(3番6号から93号まで及び13番から15番まで)
新町 交番	同 中央区 新町二丁目	熊本市中央区板屋町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、鍛冶屋町、川端町、紺屋阿弥陀寺町、小沢町、古城町、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、島崎一丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、段山本町、中唐人町、西阿弥陀寺町、西唐人町、東阿弥陀寺町、古桶屋町、古大工町、宮内、横手一丁目、横手二丁目(3番1号から5号まで及び5番を除く。)、横手三丁目(22番から27番まで)、万町一丁目、万町二丁目

		熊本市西区横手二丁目(3番6号から93号まで、11番1号から34号まで及び13番から16番までを除く。)
川尻 交番	同 南区 川尻一丁 目	熊本市南区川尻一丁目、川尻二丁目、川尻三丁目、川尻四丁目、川尻五丁目、川尻六丁目、白藤一丁目(1番1号から61号まで及び20番を除く。)、白藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白藤五丁目、近見七丁目(9番、10番、11番18号から51号まで、12番及び13番)、近見八丁目(7番42号から88号まで及び10番から14番まで)、近見九丁目(12番)、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、日吉一丁目、日吉二丁目、南高江一丁目、南高江二丁目、南高江三丁目、南高江四丁目、南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七丁目、南高江町、元三町、元三町一丁目、元三町二丁目、元三町三丁目、元三町四丁目、元三町五丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、八幡八丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、八幡十一丁目
近見 交番	同 同 近見一丁 目	熊本市南区荒尾一丁目、荒尾二丁目、荒尾三丁目、荒尾町、薄場一丁目、薄場二丁目、薄場三丁目、薄場町、上ノ郷一丁目、上ノ郷二丁目、刈草一丁目、刈草二丁目、刈草三丁目、合志一丁目、合志二丁目、合志三丁目、合志四丁目、島町一丁目、島町二丁目、島町三丁目、島町四丁目、島町五丁目、白藤一丁目(1番1号から61号まで及び20番)、近見一丁目、近見二丁目、近見三丁目、近見四丁目、近見五丁目、近見六丁目、近見七丁目(9番、10番、11番18号から51号まで、12番及び13番を除く。)、近見八丁目(7番42号から88号まで及び10番から14番までを除く。)、近見九丁目(12番を除く。)、近見町、鳶町一丁目、鳶町二丁目、野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、野口四丁目、野口町、流通団地一丁目(51番地から78番地までを除く。)、流通団地二丁目
幸田 交番	同 同 御幸笛田 一丁目	熊本市南区出仲間一丁目、出仲間二丁目、出仲間三丁目、出仲間四丁目、出仲間五丁目、出仲間六丁目、出仲間七丁目、出仲間八丁目、出仲間九丁目、幸田一丁目、幸田二丁目、田井島一丁目、田井島二丁目、田井島三丁目、田迎一丁目、田迎二丁目、田迎三丁目、田迎四丁目、田迎五丁目、田迎六丁目、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸木部町、御幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西四丁目、

		御幸西無田町、御幸笛田一丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田四丁目、御幸笛田五丁目、御幸笛田六丁目、御幸笛田七丁目、御幸笛田八丁目、御幸笛田町、良町一丁目、良町二丁目、良町三丁目、良町四丁目、良町五丁目、流通団地一丁目(51番地から78番地まで)
島崎 交番	同 西区 島崎五丁 目	熊本市中央区横手三丁目(22番から27番までを除く。) 熊本市西区島崎二丁目、島崎三丁目、島崎四丁目、島崎五丁目、島崎六丁目、島崎七丁目、谷尾崎町(1番地から140番地まで)、戸坂町、横手一丁目、横手二丁目(11番1号から34号まで及び16番)、横手三丁目、横手四丁目、横手五丁目
小島 駐在所	同 同 小島五丁 目	熊本市西区小島一丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、小島五丁目、小島六丁目、小島七丁目、小島八丁目、小島九丁目、小島上町、小島下町
中島 駐在所	同 同 中島町	熊本市西区沖新町、新港一丁目、新港二丁目、中島町、中原町
松尾 駐在所	同 同 松尾町上 松尾	熊本市西区松尾町上松尾、松尾町近津、松尾町平山
河内 駐在所	同 同 河内町船 津	熊本市西区河内町大多尾、河内町面木、河内町河内、河内町白浜、河内町岳、河内町東門寺、河内町野出、河内町船津
天明 駐在所	同 南区 奥古閑町	熊本市南区海路口町、内田町、奥古閑町、川口町、銭塘町、中無田町、美登里町
飽田 駐在所	同 同 会富町	熊本市南区会富町、今町、護藤町、白石町、砂原町、土河原町、並建町、畠口町、八分字町、浜口町、孫代町、無田口町
富合 駐在所	同 同	熊本市南区富合町榎津、富合町大町、富合町御船手、富合町碓江、富合町上杉、富合町清藤、富

		富合町清藤	合町木原、富合町小岩瀬、富合町莎崎、富合町古閑、富合町国町、富合町菰江、富合町志々水、富合町釈迦堂、富合町新、富合町杉島、富合町田尻、富合町西田尻、富合町平原、富合町廻江、富合町南田尻
熊本東警察署	健軍交番	熊本市東区新生二丁目	熊本市東区秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、秋津新町、秋津町秋田、秋津町沼山津、榎町、神水本町、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、健軍本町、湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目、栄町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、昭和町、新生一丁目、新生二丁目、水源一丁目、水源二丁目、錦ヶ丘(30番及び32番から34番まで)、沼山津一丁目、沼山津二丁目、沼山津三丁目、沼山津四丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、花立四丁目、花立五丁目、花立六丁目、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、東本町、東町一丁目、東町二丁目(2番を除く。)、東町三丁目、東町四丁目、広木町、南町、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目
	水前寺公園交番	同中央区出水二丁目	熊本市中央区出水一丁目、出水二丁目(3番を除く。)、出水三丁目(1番から3番まで、4番1号から9号まで、4番36号から41号まで、5番31号から80号まで及び6番から13番までを除く。)、神水一丁目、神水二丁目、神水本町、国府一丁目(4番1号、4番24号から69号まで、6番1号から10号まで及び6番47号から50号までを除く。)、国府二丁目(1番、5番、6番53号から113号まで及び16番を除く。)、湖東一丁目、水前寺一丁目、水前寺六丁目、水前寺公園
	東水前寺交番	同同水前寺五丁目	熊本市中央区帯山三丁目、上京塚町、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、新大江一丁目(1番から6番までを除く。)、新大江二丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目 熊本市東区尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、京塚本町、錦ヶ丘(30番及び32番から34番までを除く。)
	保田窪交番	同同帯山四丁	熊本市中央区大江二丁目(1番から7番までを除く。)、帯山一丁目、帯山二丁目、帯山四丁目、帯山五丁目、帯山六丁目、帯山七丁目、帯山八

	目	<p>丁目、帯山九丁目、新大江三丁目、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、保田窪一丁目、保田窪二丁目</p> <p>熊本市東区帯山四丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部六丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目(2番)、八反田一丁目(3番10号から73号まで、4番、5番3号から16号まで、6番、10番6号から14号まで、12番6号から21号まで、13番から18番までを除く。)、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、保田窪本町</p>
託麻交番	同東区戸島西四丁目	<p>熊本市東区石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原町、小峰二丁目(6番から9番まで)、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、小山七丁目、小山町、鹿埴瀬町、上南部一丁目、上南部二丁目、上南部三丁目、上南部四丁目、上南部町、神園一丁目、神園二丁目、御領一丁目、御領二丁目、御領三丁目、御領四丁目、御領五丁目、御領六丁目、御領七丁目、御領八丁目、下南部一丁目、下南部二丁目、下南部三丁目、新南部五丁目、月出六丁目(5番)、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島三丁目、戸島四丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西一丁目、戸島西二丁目、戸島西三丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、戸島西七丁目、戸島本町、戸島町、中江町、長嶺西一丁目、長嶺西二丁目、長嶺西三丁目、長嶺東一丁目、長嶺東二丁目、長嶺東三丁目、長嶺東四丁目、長嶺東五丁目、長嶺東六丁目、長嶺東七丁目、長嶺東八丁目、長嶺東九丁目、長嶺南一丁目、長嶺南二丁目、長嶺南三丁目、長嶺南四丁目、長嶺南五丁目、長嶺南六丁目、長嶺南七丁目、長嶺南八丁目、西原三丁目(2番を除く。)、八反田一丁目(3番10号から73号まで、4番、5番3号から16号まで、6番、10番6号から14号まで、12番6号から21号まで及び13番から18番まで)、八反田二丁目、八反田三丁目、平山町、弓削町、吉原町</p> <p>菊池郡大津町(熊本空港の範囲)</p> <p>菊池郡菊陽町(熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設並びに同空港に隣接する国土交通大臣の管理地及び熊本空港給油株式会社の範囲)</p> <p>上益城郡益城町(熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設及び同空港に隣接する国土交通大臣の管理地の範囲)</p>

江津 交番	同 同 江津一丁 目	熊本市中央区出水二丁目(3番)、出水三丁目(1番から3番まで、4番1号から9号まで、4番36号から41号まで、5番31号から80号まで及び6番から13番まで)、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津二丁目 熊本市東区出水四丁目、画図東一丁目、画図東二丁目、画図町大字上無田、画図町大字重富、画図町大字下江津、画図町大字下無田、画図町大字所島、江津一丁目、江津二丁目、江津三丁目、江津四丁目、下江津一丁目、下江津二丁目、下江津三丁目、下江津四丁目、下江津五丁目、下江津六丁目、下江津七丁目、下江津八丁目
新外 交番	同 同 新外一丁 目	熊本市中央区三郎一丁目、東京塚町 熊本市東区尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、小峰一丁目、小峰二丁目(6番から9番までを除く。)、小峰三丁目、小峰四丁目、三郎一丁目、三郎二丁目、新外一丁目、新外二丁目、新外三丁目、新外四丁目、月出一丁目、月出二丁目、月出三丁目、月出四丁目、月出五丁目、月出六丁目(5番を除く。)、月出七丁目、月出八丁目、東京塚町、東町二丁目(2番)、山ノ内一丁目、山ノ内二丁目、山ノ内三丁目、山ノ内四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目

1 の表山鹿警察署植木交番の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表山鹿警察署豊田駐在所の項中「同植木町豊田」を「同同植木町豊田」に、「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表山鹿警察署田底駐在所の項中「同植木町田底」を「同同植木町田底」に、「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表宇城警察署城南交番の項中「熊本市」を「熊本市南区」に改める。

熊本県公安委員会規則第 2 号

熊本市が地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に指定されることに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 16 日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

熊本市が地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に指定されることに伴う関係規則の整理に関する規則

(熊本県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年熊本県公安委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 10 号(裏)及び別記様式第 15 号(裏)中「熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号」を「熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号」に改める。

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第 2 条 熊本県道路交通規則(昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 市道上通り上林線の項を次のように改める。

市道 上通町上林町第 1 号線	熊本市中央区上通町 2 番 1 号先から 熊本市中央区上通町 9 番 5 号先まで
--------------------	--

別表第 1 市道手取本町新市街第 1 号線の項中「熊本市手取本町 4 番 5 号」を「熊本市中央区手取本町 4 番 6 号先」に、「熊本市新市街 6 番 14 号」を「熊本市中央区新市街 6 番 10 号先」に改め、同表市道新市街南熊本 3 丁目線の項を次のように改める。

市道 新市街下通2丁目第1号線	熊本市中央区新市街1番22号先から 熊本市中央区新市街6番10号先まで
--------------------	--

別表第1市道建馬町旭中央線の項中「から」を「先から」に、「まで」を「先まで」に改め、同表市道亀川馬場線の項中「から」を「先から」に、「まで」を「先まで」に改め、同表市道上町港町1号線の項中「から」を「先から」に、「まで」を「先まで」に改め、同表市道中央新町2号線の項中「から」を「先から」に、「まで」を「先まで」に改め、同表市道中央新町4号線の項中「から」を「先から」に、「まで」を「先まで」に改める。

別表第1の3一般国道3号の項中「熊本市」を「熊本市東区」に改め、同表一般国道57号の項中「熊本市」を「熊本市南区」に改め、同表一般国道208号の項中「鹿本郡植木町大字滴水」を「熊本市北区植木町滴水」に改め、同表一般国道266号の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同表一般国道387号の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同表主要地方道熊本高森線の項中「熊本市」を「熊本市東区」に改め、同表主要地方道熊本健軍2丁目」を「熊本市東区健軍2丁目」に改め、同表主要地方道熊本益城、大津線の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同表主要地方道熊本嘉島線の項中「熊本市」を「熊本市南区」に改め、同表主要地方道熊本港線の項中「熊本市沖新町」を「熊本市西区沖新町」に、「熊本市近見2丁目」を「熊本市南区近見2丁目」に改め、同表主要地方道植木イニター菊池線の項中「鹿本郡植木町大字豊田」を「熊本市北区植木町豊田」に改め、同表一般県道熊本空港線の項、一般県道瀬田熊本線の項及び一般県道小池竜田線の項中「熊本市」を「熊本市東区」に改め、同表一般県道吉熊本線の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表市道二本木3丁目世安町」を「熊本市中央区世安町」に改め、同表市道塘台寺町第13号線の項中「熊本市塘台寺3丁目」を「熊本市西区塘台寺3丁目」に、「熊本市平田1丁目」を「熊本市南区平田1丁目」に改め、同表市道塘台寺町第26号線の項、市道塘台寺1丁目2丁目第1号線の項、市道二本木3丁目塘台寺町第1号線の項、熊本港湾道路環状線の項及び熊本港湾道路1号線の項中「熊本市」を「熊本市西区」に改める。

(確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部改正)
第3条 確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則(平成17年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第19号、別記様式第24号及び別記様式第27号中「熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号」に改める。

(放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正)
第4条 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号から別記様式第5号までの規定、別記様式第7号(表)、別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第12号、別記様式第16号、別記様式第18号、別記様式第20号、別記様式第21号及び別記様式第23号中「熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号」に改める。

(道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則) 第5条 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び車両の使用制限に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号」に改める。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成23年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手續は、次のとおり。
平成24年3月16日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月23日(金)午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市隈府1272-10
熊本県菊池地域振興局 別館2階大会議室
- 3 議題
(1) 第5次菊池地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 第6次菊池地域保健医療計画検討部会の設置について
(3) 救急医療専門部会報告について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員

- 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 - 菊池市限府1272-10
 - 菊池地域保健医療推進協議会事務局
 - (熊本県菊池保健所総務企画課)
 - (電話0968-25-4156)

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年熊本県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

- 第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。
(指定都市教育委員会に関する特例)
- 第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会（以下「指定都市教育委員会」という。）が行う人事評価に対する第2条、第4条、第5条第1号、第6条及び次条の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定都市教育委員会」と読み替えるものとする。
- 2 指定都市教育委員会が行う人事評価については、第7条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則
熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

- 第10条の2第2項中「校長」の次に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加え、同条を第10条の3とする。
- 第10条第1項中「置く。」の次に「ただし、副校長を置く学校にあつては、教頭を置かないことができる。」を加え、同条第2項中「置く。」の次に「ただし、副校長を置く学校にあつては、この限りでない。」を加え、同条第3項中「教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長」を「教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときはその職務を代理し、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」に改め、同条を第10条の2とし、第10条として次の1条を加える。
(副校長)

- 第10条 学校に副校長を置くことができる。
- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。
(校長が行う事務の専決)
- 第30条 この規則において校長が行うこととした事務については、副校長、教頭又は事務長（主任事務長を含む。）に専決させることができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年熊本県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

- 第6条第2項の表の被評価者の欄及び1次評価者の欄中「教頭」を「副校長、教頭」に

改める。
附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課（室）
各地方機関
各県立学校

熊本県立学校長が行う事務等の専決に関する規程を次のように定める。
平成24年3月16日

熊本県教育委員会委員長 古莊 文子

熊本県立学校長が行う事務等の専決に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県立学校管理規則（昭和32年11月9日教育委員会規則第6号（以下「規則」という。））第30条及び第31条の規定に基づき、県立学校長（以下「校長」という。）が行うこととされた事務等について、副校長、教頭又は事務長（主任事務長を含む。以下同じ。）の専決に関する必要な事項を定め、校務遂行上における責任の範囲を明らかにし、能率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 校長が行うこととされた事務等の処理について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 副校長、教頭又は事務長（以下「専決者」という。）があらかじめ定められた範囲内で、常時教育委員会、教育長又は校長に代わって決裁を行うことをいう。
- (3) 代決 校長又は専決者が不在（事故その他の理由により決裁できない状態をいう。以下同じ。）のとき、この規程により指定された職員があらかじめ定められた範囲内で、一時校長又は専決者に代って決裁を行うことをいう。

（副校長、教頭及び事務長の専決事項）

第3条 副校長、教頭（教頭を2人以上置く県立学校にあっては、規則第10条の2第3項の規定により最も上位であると届出た教頭とする。以下同じ。）及び事務長が専決できる事項は、別表1のとおりとする。

2 高等学校における複数の課程に係る事項については、全日制課程の副校長又は教頭が専決するものとする。

（専決の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、その事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、校長の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が重要であると認められる場合
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められる場合
- (3) 処理の結果、紛議を生ずるおそれがある場合
- (4) あらかじめその処理について校長から特に指示を受けた場合

（代決）

第5条 校長が決裁権者である事項について、校長が不在のときは、副校長、教頭又は事務長（担当する事務に限る。）が代決することができる。なお、代決した事項については、速やかに校長の後閲を受けなければならない。

2 専決者が不在のときは、校長があらかじめ指定した職員が代決することができる。なお、代決した事項については、速やかに専決者の後閲を受けなければならない。

3 前2項の代決は、特に至急処理しなければならない場合に限るものとする。

（報告）

第6条 副校長、教頭及び事務長は、専決した事務のうち、特に校長において了知しておく必要があると認められるものは、適宜その内容を整理して校長に報告しなければならない。

別表1

副校長	教頭	事務長
(1) 学校行事の企画・調整に関すること。 (2) 学校運営上必要な校内会議の企画・運営に関すること。 (3) 学校評議員会の企画・運営に関すること。 (4) 職員研修の企画・調整に関すること。	(1) 学校行事の実施に関すること。 (2) 学校運営上必要な校内会議の実施に関すること。 (3) 学校評議員会の実施に関すること。 (4) 職員研修の実施に関すること。 (5) 教育課程の編成に係る資料の	(1) 事務職員等の時間外勤務及び休日勤務に関すること。 (2) 非常勤職員の勤務に関すること。 (3) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関すること。 (4) 職員の児童手当、子ども手

<p>(5)教育課程の編成に係る企画・調整に関すること。 (6)年次有給休暇及び特別休暇に関すること。(4日以上) (7)県内出張(2日以上)、県外出張及び復命に関すること。 (8)校務分掌全般に関すること。 (9)目標設定に関すること。 (10)職務に専念する義務の免除に関すること。 (11)休日勤務、週休日の振替及び代休日の指定に関すること。 (12)海外旅行届に関すること。 (13)教育目標に関すること。 (14)使用教科書・補助教材の取扱いに関すること。 (15)懲戒を除く指導方針及び措置に関すること。 (16)指導要録の整理に関すること。 (17)健康診断(児童生徒)に関すること。 (18)施設借用に関すること。 (19)定例的、軽易な通知、照会、回答及び報告に関すること。 (20)その他校長が特に定める事項。</p>	<p>収集に関すること。 (6)教員の年次有給休暇及び特別休暇に関すること。(3日以内) (7)教員の県内出張及び復命に関すること。(1日以内) (8)時間割変更及び補欠授業に関すること。 (9)進学及び就職指導に関すること。 (10)学習指導、生徒指導、保健及び安全指導に関すること。 (11)在校生の成績証明、単位取得証明等に関すること。 (12)出欠に関すること。 (13)学校説明会に関すること。 (14)教育実習に関すること。 (15)その他校長が特に定める事項。</p>	<p>当の認定等に関すること。 (5)電子計算組織に係る職員の給与関係報告に関すること。 (6)事務職員等の年次有給休暇及び特別休暇に関すること。(3日以内) (7)事務職員等の県内出張及び復命に関すること。(1日以内) (8)職員の身分証明、その他の事実の証明及び給与に関する軽易な証明に関すること。 (9)出勤簿及び休暇処理等の整理に関すること。 (10)授業料減免に関すること。 (11)卒業生の成績証明、単位取得証明等の発行に関すること。 (12)備品台帳及び財産台帳に関する軽易なこと。 (13)その他校長が特に定める事項。</p>
--	---	--

校長、副校長、教頭及び事務長を除く職員のうち、「教員」とは、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員、実習助手及び寄宿舎指導員をいい、「事務職員等」とは、教員以外の職員をいう。

附 則
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月16日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文子

熊本県教育委員会規則第3号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則
学校教育法施行細則(昭和33年熊本県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(学級編制届出の手續)」に改め、同条中「協議し、その同意を得ようとするときは、仮同意」を「届け出るときは、仮届出」に、「正式同意」を「正式届出」に、「委員会に協議」を「委員会に提出」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 委員会が定めた基準によらず、学級編制を行った場合にはその理由

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県病院局告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成24年3月16日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

1 委託の内容

熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条に規定する使用料及び手数料

- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成24年2月22日

熊本県立図書館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月16日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県立図書館協議会規則の一部を改正する規則
熊本県立図書館協議会規則（平成23年熊本県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

第2条を次のように改める。

（副会長）

第2条 協議会に副会長1名を置き、副会長は、委員の互選により選任する。

2 副会長は、会長を補佐する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第100号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成24年3月13日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者の項中「第8条第16項」を「第5条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

正 誤

平成24年3月6日熊本県条例第1号（熊本県手数料条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	60	2,000円	2,000円

」を 」